

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第123号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表元離宮二条城事務所長の項第2号中「次号」を「以下この項」に改める。

別表身体障害者リハビリテーションセンター所長の項第1号中「次号」を「この項」に改める。

別表こころの健康増進センター所長の項第1号及び児童福祉センター院長の項第1号中「第5条」を「第6条」に改める。

別表京都市立病院長の項第1号中「次号」を「以下この項」に改める。

別表衛生公害研究所長の項第1号中「の規定による」を「に規定する」に改める。

別表京都市立京北病院長の項第1号中「第3号まで」を「この項」に改める。

別表桃陽病院長の項及びコミュニティセンター所長の項を次のように改める。

桃陽病院長	(1) 京都市桃陽病院条例（以下「条例」という。）第3条の規定による入院の許可に関する事。 (2) 条例第4条の規定による利用の制限及び入院の許可の取消しに関する事。
-------	--

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)